

令和2年第1回  
城里町議会定例会会議録 第3号

令和2年3月13日 午後 2時00分開議

1. 出席議員（14名）

1番	桜井和子君	8番	河原井大介君
2番	加藤木直君	9番	関誠一郎君
3番	猿田正純君	10番	阿久津則男君
4番	藤咲芙美子君	11番	小林祥宏君
5番	片岡藏之君	12番	杉山清君
6番	藺部一君	13番	鯉淵秀雄君
7番	三村孝信君	14番	小坪孝君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の職氏名

町長	上遠野修
副町長	仲田不二雄
教育長	高岡秀夫
代表監査委員	加藤木昭博
まちづくり戦略課長	大曾根直美
総務課長	鯉淵和己
町民課長	雨宮忠芳
財務課長	山崎秀樹
税務課長	鈴木貴司
健康保険課長	阿久津忠昭
長寿応援課長	井上優
福祉こども課長	増井栄一
農業政策課長	山口成治
都市建設課長	園部繁
下水道課長	皆川尊志
会計管理者（会計課長）	小林正雄
水道課長	高瀬浩文
農業委員会事務局長	片岡宗徳

1. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	阿久津 雅 志
書	町 田 めぐみ
書	高 丸 哲 史

1. 議事日程

---

議 事 日 程 第 3 号

令和2年3月13日（金曜日）

午後 2時00分開議

- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第1  | 承認第1号  | 専決処分第1号（令和元年度城里町一般会計補正予算第8号）の承認を求めることについて       |
| 日程第2  | 承認第2号  | 専決処分第2号（令和元年度城里町一般会計補正予算第9号）の承認を求めることについて       |
| 日程第3  | 議案第2号  | 城里町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について                  |
| 日程第4  | 議案第3号  | 城里町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について               |
| 日程第5  | 議案第4号  | 城里町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について      |
| 日程第6  | 議案第5号  | 城里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について                    |
| 日程第7  | 議案第6号  | 城里町国民健康保険支払準備基金条例の一部を改正する条例について                 |
| 日程第8  | 議案第7号  | 城里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第9  | 議案第8号  | 城里町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について         |
| 日程第10 | 議案第9号  | 城里町営住宅管理条例の一部を改正する条例について                        |
| 日程第11 | 議案第10号 | 城里町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について                   |
| 日程第12 | 議案第11号 | 城里町営徳蔵住宅管理条例の一部を改正する条例について                      |
| 日程第13 | 議案第12号 | 工事請負契約の締結について                                   |

- 日程第14 議案第13号 城里町公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第14号 町道路線の認定について
- 日程第16 議案第15号 公の施設の広域利用に関する協議について
- 日程第17 議案第16号 令和元年度城里町一般会計補正予算（第10号）について
- 日程第18 議案第17号 令和元年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第19 議案第18号 令和元年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第20 議案第19号 令和元年度城里町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第21 議案第20号 令和元年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第22 議案第21号 令和元年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第23 議案第22号 令和元年度城里町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第24 議案第23号 令和2年度城里町一般会計予算について
- 日程第25 議案第24号 令和2年度城里町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第26 議案第25号 令和2年度城里町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第27 議案第26号 令和2年度城里町介護保険特別会計予算について
- 日程第28 議案第27号 令和2年度城里町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第29 議案第28号 令和2年度城里町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第30 議案第29号 令和2年度城里町水道事業会計予算について
- 日程第31 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第32 総務民生常任委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第33 教育産業常任委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第34 報告第1号 城里町自動車の臨時運行許可に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第35 報告第2号 城里町七会町民センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第36 報告第3号 城里町就業規則の一部を改正する規則
- 日程第37 報告第4号 城里町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第38 報告第5号 城里町営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第39 報告第6号 城里町特定公共賃貸住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則

- 日程第40 報告第7号 城里町営徳蔵住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第41 報告第8号 城里町高齢者運転免許自主返納支援事業実施要綱の一部を改正する告示
- 日程第42 報告第9号 城里町地域活性化イベント等補助金交付要綱の一部を改正する告示
- 日程第43 報告第10号 城里町地域活性化イベント等審査会設置要綱の一部を改正する告示
- 日程第44 報告第11号 城里町公用バス管理規程の一部を改正する告示
- 日程第45 報告第12号 令和元年台風第19号による被災者に対する城里町国民健康保険一部負担金等の免除に関する取扱要綱の一部を改正する告示
- 日程第46 報告第13号 令和元年台風第19号による被災者に対する城里町介護保険利用者負担額の免除に関する取扱要綱の一部を改正する告示
- 日程第47 報告第14号 城里町妊産婦健康診査及び乳児健康診査実施要綱の一部を改正する告示
- 日程第48 報告第15号 城里町農林畜産振興事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示
- 日程第49 報告第16号 城里町営住宅入居者に係る連帯保証人の免除取扱要綱の一部を改正する告示
- 日程第50 報告第17号 城里町リフォーム資金助成要綱の一部を改正する告示
- 日程第51 報告第18号 城里町江戸川区都市交流事業田植え稲刈り体験補助金交付要綱の制定
- 日程第52 報告第19号 城里町給水装置工事助成金交付要綱の制定
- 日程第53 報告第20号 城里町防犯ボランティア事業実施要綱の制定
- 日程第54 報告第21号 城里町青色回転灯装着車両の貸出しに関する要綱の制定
- 日程第55 報告第22号 城里町現場代理人常駐義務緩和措置取扱要領の制定
- 日程第56 報告第23号 城里町公共用地等の境界確認に関する事務取扱要綱の制定
- 日程第57 報告第24号 城里町公用車等ドライブレコーダーの設置及び管理運用に関する要綱の制定
- 日程第58 報告第25号 城里町新生児聴覚検査実施要綱の制定
- 日程第59 報告第26号 城里町子育て世代包括支援センター事業実施要綱の制定
- 日程第60 報告第27号 特産品直売センターかつら（道の駅）移転整備検討委員会設置要綱の制定
- 日程第61 報告第28号 茨城県災害対策融資（令和元年台風15号・19号災害特例）における城里町利子補給金交付要項の制定

- 日程第62 報告第29号 城里町財務書類4表（平成30年度決算）
- 日程第63 報告第30号 令和元年度城里町教育委員会外部評価委員会点検評価報告書  
（平成30年度分対象）
- 日程第64 報告第31号 例月出納検査報告（12月、1月、2月執行分）
- 追加日程第1 議案第32号 工事請負契約の締結について
- 追加日程第2 発議第1号 城里町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例に  
ついて

## 1. 本日の会議に付した事件

- 承認第1号
- 承認第2号
- 議案第2号
- 議案第3号
- 議案第4号
- 議案第5号
- 議案第6号
- 議案第7号
- 議案第8号
- 議案第9号
- 議案第10号
- 議案第11号
- 議案第12号
- 議案第13号
- 議案第14号
- 議案第15号
- 議案第16号
- 議案第17号
- 議案第18号
- 議案第19号
- 議案第20号
- 議案第21号
- 議案第22号
- 議案第23号
- 議案第24号
- 議案第25号

議案第26号

議案第27号

議案第28号

議案第29号

議案第32号

発議第1号

議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

総務民生常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

教育産業常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

報告第1号

報告第2号

報告第3号

報告第4号

報告第5号

報告第6号

報告第7号

報告第8号

報告第9号

報告第10号

報告第11号

報告第12号

報告第13号

報告第14号

報告第15号

報告第16号

報告第17号

報告第18号

報告第19号

報告第20号

報告第21号

報告第22号

報告第23号

報告第24号

報告第25号

報告第26号

報告第27号  
報告第28号  
報告第29号  
報告第30号  
報告第31号

---

午後 2時00分開議

#### 議員の出欠

○議長（小唄 孝君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は14名です。

---

#### 開議の宣告

○議長（小唄 孝君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、説明のため、町長、副町長、教育長、課長、局長がそれぞれ出席しております。

また、議場内での携帯電話の使用は禁止されておりますので、マナーモード等のご確認をよろしくお願いいたします。

また、コロナウイルス対策といたしまして、議場内でのマスクの着用及び水分補給を許可しております。

咳エチケットには注意してくださるようお願いいたします。

傍聴人6名を許可いたしました。

---

#### 議事日程の報告

○議長（小唄 孝君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布いたしました議事日程第3号のとおり議事を進めたいと存じますので、ご了承願います。

---

承認第1号 専決処分第1号（令和元年度城里町一般会計補正予算第8号）の承認を求めることについて

○議長（小唄 孝君） それでは、本日は議案の質疑から入ります。

初めに、承認第1号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

---

承認第2号 専決処分第2号（令和元年度城里町一般会計補正予算第9号）の承認を求めることについて

○議長（小唄 孝君） 次に、承認第2号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

---

議案第2号 城里町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第2号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

---

議案第3号 城里町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第3号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

---

議案第4号 城里町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第4号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

---

議案第5号 城里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第5号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。



---

議案第 6 号 城里町国民健康保険支払準備基金条例の一部を改正する条例について

○議長（小坏 孝君） 次に、議案第 6 号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坏 孝君） 質疑なしと認めます。

---

議案第 7 号 城里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（小坏 孝君） 次に、議案第 7 号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坏 孝君） 質疑なしと認めます。

---

議案第 8 号 城里町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小坏 孝君） 次に、議案第 8 号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坏 孝君） 質疑なしと認めます。

---

議案第 9 号 城里町営住宅管理条例の一部を改正する条例について

○議長（小坏 孝君） 次に、議案第 9 号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坏 孝君） 質疑なしと認めます。

---

議案第 10 号 城里町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について

○議長（小坏 孝君） 次に、議案第 10 号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坏 孝君） 質疑なしと認めます。

---

議案第 11 号 城里町営徳蔵住宅管理条例の一部を改正する条例について

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第11号についての質疑を求めます。  
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 質疑なしと認めます。

---

#### 議案第12号 工事請負契約の締結について

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第12号についての質疑を求めます。  
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 質疑なしと認めます。

---

#### 議案第13号 城里町公の施設の指定管理者の指定について

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第13号についての質疑を求めます。  
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 質疑なしと認めます。

---

#### 議案第14号 町道路線の認定について

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第14号についての質疑を求めます。  
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 質疑なしと認めます。

---

#### 議案第15号 公の施設の広域利用に関する協議について

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第15号についての質疑を求めます。  
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 質疑なしと認めます。

---

#### 議案第16号 令和元年度城里町一般会計補正予算（第10号）について

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第16号についての質疑を求めます。  
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 質疑なしと認めます。

---

#### 議案第17号 令和元年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第17号についての質疑を求めます。  
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

---

議案第18号 令和元年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第18号についての質疑を求めます。  
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

---

議案第19号 令和元年度城里町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第19号についての質疑を求めます。  
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

---

議案第20号 令和元年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）について

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第20号についての質疑を求めます。  
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

---

議案第21号 令和元年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第21号についての質疑を求めます。  
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

---

議案第22号 令和元年度城里町水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第22号についての質疑を求めます。  
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

---

## 議案第23号 令和2年度城里町一般会計予算について

○議長（小唄 孝君） ただいま、9番関 誠一郎君ほか7名から、議案第23号 令和2年度城里町一般会計予算に対する修正動議が提出されております。

この動議は所定の発議者が連署されておりますので、成立いたします。

ここで、議会事務局長に議案第23号に対する修正案を配付させます。

〔修正案配付〕

○議長（小唄 孝君） これより、議案第23号 令和2年度城里町一般会計予算についてと併せて、修正案を議題とし、提出者の説明を求めます。

9番関 誠一郎君。

〔9番関 誠一郎君登壇〕

○9番（関 誠一郎君） それでは、提案理由の説明をいたします。

議案第23号 令和2年度城里町一般会計予算に対する修正案について説明をいたします。修正案2ページをお開きください。

議案第23号 令和2年度城里町一般会計予算の一部を修正する。

第1条中、125億700万円を124億6,257万8,000円に改める。

第1表歳入歳出予算補正の一部を次のように改める。

歳入17款県支出金、2項県補助金及び20款繰入金、2項基金繰入金を修正。

歳出は、2款総務費、1項総務管理費、5款農林水産業費、1項農業費、6款1項商工費を修正し、歳入歳出合計それぞれ125億700万円を4,442万2,000円減額し、124億6,257万8,000円に修正するものであります。

内容といたしましては、4項目ございまして、1つ目は、茨城放送への宣伝広告料を261万8,000円減額するもの、2つ目、東京オリンピック事前キャンプ費用を73万9,000円減額するもの、3つ目、グリーンツーリズム事業委託1,728万3,000円を減額するもの、4つ目は、道の駅かつら移転基本構想策定委託費867万9,000円と基本計画策定委託費1,510万3,000円、合わせて2,378万2,000円を減額するものであります。合計4,442万2,000円の減額とするものとなります。

詳細につきましては、事項別明細書3ページから6ページをご覧ください。

以上、議案第23号 令和2年度城里町一般会計予算に対する修正案について説明をいたしました。ご賛同のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小唄 孝君） これより修正案に対する質疑に入りますが、注意点を申し上げます。

質疑は、あくまでも議案となっている事件について、議員各位が賛否などの態度決定ができるよう不明な点について提出者へ説明を求めるものであります。したがって、質疑に

当たっては、自己の意見を述べる事ができませんので申し添えます。

それでは、修正案について質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。修正案に対する質疑はなしと認めます。

次に、原案となります議案第23号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

---

#### 議案第24号 令和2年度城里町国民健康保険特別会計予算について

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第24号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

---

#### 議案第25号 令和2年度城里町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第25号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

---

#### 議案第26号 令和2年度城里町介護保険特別会計予算について

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第26号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

---

#### 議案第27号 令和2年度城里町公共下水道事業特別会計予算について

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第27号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

---

#### 議案第28号 令和2年度城里町農業集落排水事業特別会計予算について

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第28号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 質疑なしと認めます。

---

#### 議案第29号 令和2年度城里町水道事業会計予算について

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第29号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

---

#### 予算特別委員長報告

○議長（小坪 孝君） 次に、予算特別委員会に付託されました議案第23号 令和2年度城里町一般会計予算についてから、議案第29号 令和2年度城里町水道事業会計予算についての審議結果について、予算特別委員長から報告を求めます。

予算特別委員長阿久津則男君。

〔予算特別委員長阿久津則男君登壇〕

○予算特別委員長（阿久津則男君） 予算特別委員会を代表いたしまして、委員長として報告を申し上げます。

今期、町議会定例会において、予算特別委員会に付託されました議案第23号から議案第29号までについて、審査の経過と結果をご報告いたします。

付託されました議案については、議案付託表により各所管常任委員会に審査をお願いいたしました。審査の結果について、各常任委員長より報告がありましたので、申し上げます。

初めに、総務民生常任委員会は、3月5日木曜日午前10時から、城里町役場3階委員会室において開催し、議案第23号 令和2年度城里町一般会計予算所管分、議案第24号 令和2年度城里町国民健康保険特別会計予算、議案第25号 令和2年度城里町後期高齢者医療特別会計予算、議案第26号 令和2年度城里町介護保険特別会計予算について審査を行いました。

次に、教育産業常任委員会は、3月6日金曜日午前10時から、城里町役場3階委員会室において開催し、議案第23号 令和2年度城里町一般会計予算所管分、議案第27号 令和2年度城里町公共下水道事業特別会計予算、議案第28号 令和2年度城里町農業集落排水事業特別会計予算、議案第29号 令和2年度城里町水道事業会計予算について審査を行いました。

2常任委員会とも審査は執行部より関係課局長等の出席を求め、予算書の歳入歳出事項

別明細書により説明を受け、各委員からの質疑があり、執行部から答弁がなされました。

審査の結果、総務民生常任委員会では、議案第23号 令和2年度城里町一般会計予算所管分、議案第24号 令和2年度城里町国民健康保険特別会計予算、議案第25号 令和2年度城里町後期高齢者医療特別会計予算、議案第26号 令和2年度城里町介護保険特別会計予算について委員会で審査をした結果、賛成少数により否決との報告を受けました。

また、教育産業常任委員会では、議案第23号 令和2年度城里町一般会計予算所管分、議案第27号 令和2年度城里町公共下水道事業特別会計予算、議案第28号 令和2年度城里町農業集落排水事業特別会計予算、議案第29号 令和2年度城里町水道事業会計予算の4件につきましては、全会一致により原案のとおり可決との報告を受けました。

審査の過程において、委員から出された主な質疑につきましては、お手元に配付してあります報告書をご高覧いただきたいと思います。

以上、報告といたします。

○議長（小坪 孝君） 以上で、予算特別委員長の報告を終結いたします。

なお、別紙配付のとおり、令和2年度城里町議会予算特別委員会審査報告書が、予算特別委員長より提出されておりましたので、後ほどご高覧お願いいたします。

---

## 討論

○議長（小坪 孝君） これより討論に入ります。

初めに、承認第1号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 討論なしと認めます。

---

○議長（小坪 孝君） 次に、承認第2号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 討論なしと認めます。

---

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第2号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 討論なしと認めます。

---

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第3号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 討論なしと認めます。

---

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第4号に対する討論はございませんか。  
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

---

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第5号に対する討論はございませんか。  
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

---

○議長（小唄 孝君） 次に 議案第6号に対する討論はございませんか。  
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

---

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第7号に対する討論はございませんか。  
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

---

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第8号に対する討論はございませんか。  
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

---

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第9号に対する討論はございませんか。  
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

---

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第10号に対する討論はございませんか。  
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

---

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第11号に対する討論はございませんか。  
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

---

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第12号に対する討論はございませんか。  
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。



---

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第13号に対する討論はございませんか。

〔「議長、4番」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） これから討論を行います。

討論は1人1回の原則により、1回のみとします。

なお、発言時間は10分以内といたします。

まず、原案に反対の方の発言を許可いたします。

4番藤咲英美子君。

〔4番藤咲英美子君登壇〕

○4番（藤咲英美子君） マスクでの討論をご了承ください。

議案13号 公の施設の指定管理の指定についてです。

七会町民センターを指定管理者に指定することですが、これは城里町政にとって極めて重要な案件であると思います。城里町議会は、2019年6月27日、町民センターグラウンドの維持管理業務の契約について調査の必要があると、地方自治法100条に基づく調査特別委員会の設置を決議しました。調査特別委員会は特に強い権限が認められ、調査のため必要な書類の提出を正当な理由なくして拒んだり、関係人が正当な理由なく出頭を拒否したり、虚偽の陳述をした場合には、6か月以下の禁錮または10万以下の罰金に処すると明示されております。出頭、証言を求められた関係人は、民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されています。

ところが、上遠野 修町長は7月26日の調査特別委員会に出頭が求められていましたが、上遠野 修町長は特別調査委員会に無断で欠席しました。町長からの議長宛ての手紙が調査特別委員会に届けられました。それによると、自分の発言が途中で遮られたり、発言全体の趣旨に反して委員会に都合のよい切り取りをされたをはじめ、議会運営の不満や批判を述べた上で、私に対する質問は文書でお願いしたいと調査特別委員会の運営に対する干渉まで行っています。この会議において、町長は自分の意見を自由に述べられる場ではないはずです。重大な行政上の疑義をただされる場です。自分が委員からの疑念に誠実に答える立場だったのです。

さらに、町長はその手紙の中で、そろそろ百条委員会を閉じて、「アツマーレ」を政治的な争いの材料にすることは終えてはいかががでしようかと問いしていることは重要です。この調査特別委員会は城里町議会で正式に決めた特別の役割を持つ委員会です。言うまでもなく、地方自治は町と議会が相互にチェック・アンド・バランスの関係で成り立つと言われています。議会が条例や予算の議決など地方自治体の具体的で重要な意思決定機関であること、そして、長などの行う行政、行財政の運営や事務処理が適法、適正に行われているか監視する役割を持っています。町長の手紙には、そろそろ百条委員会を閉じてなどと、地方自治法の二元制そのものを否定する思考が見られます。自分のチェック機関を自

分の意のままにするとすれば、それは独裁への道です。町長の欠席を受けて、調査特別委員会は全員の賛成で、町長を水戸地方検察庁に告訴しました。繰り返しますが、調査特別委員会は議会の意思で設置されました。しかし、まだ調査中といった状態です。

今回提出された議案は、町民センターを指定管理にするものです。それによって、実質的な町民センターの管理は町の開発公社に移ります。これまで町議会や調査特別委員会が調査で積み上げてきた内容はどこに行ってしまうのでしょうか。私は、この議案は町長が調査特別委員会からの追求を逃れるための方策に思われます。10日の私の一般質問においても、町長は町の例規に基づかない対策本部を恣意的に作って、自己礼賛を行っています。町議会の監視の及ぶにくい開発公社に管理が移ったら、町のお金がどのように使われるか見ることが困難になります。

以上、地方自治の本来の在り方、町民センターグラウンド芝の契約問題、城里町財務規則の蹂躪を許さない、町長からの干渉を許さず、議会は議会としての役割を果たすべきという立場から、私はこの議案に反対の表明をいたします。

○議長（小唄 孝君） 続いて、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（小唄 孝君） 続いて、原案に反対の方の発言を許可いたします。

〔「議長、9番」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 9番 関 誠一郎君。

○9番（関 誠一郎君） それでは、議案第13号 城里町公の施設指定管理者の指定について反対の立場から討論いたします。

今回の指定管理者申請書ですが、七会町民センターの指定管理を受けたいと申請書が上がっております。しかし、七会町民センターの設管条例を読むと、グラウンド、バーベキュー場の使用許可に関する業務、その維持管理に関する業務、そして施設内の除草、樹木の管理に関する業務しか指定管理できないと書いてあります。

また、いままで何度も議会で議決していないと言ってきた七会町民センターのバーベキュー場の管理ですが、山びこの郷の代わりだと言って、既に開発公社が指定管理しているところの発言を繰り返してきています。実際は、それぞれの設管条例があるわけですから、指定管理を受けるときは、議会の議決を受けなければならないのは明らかであります。しかし、何度言ってもそれを認めず、山びこの郷の代わりだと言い張って、今までこられました。

さて、ここにきて何を今さら指定管理の申請を出してきたのか。しかも、指定管理を受ける施設の名称は城里町町民センターとだけしか書いてありません。指定管理を受けるのはどの部分なのか全く不明であります。

また、この施設を請け負うことによってどうやって黒字化するのか、この申請書で読み取れますでしょうか。さらに、後になって申請書の差し替えをしたいと、で、資料を送付

してきました。開発公社の履歴全部事項証明書です。当初添付していたのは平成29年の証明書でした。これで審査したのでしょうか。こんな古い資料を添付しているほうもいるほうですが、それで許可を出したという、出したほうもまた疑問にあるものであります。しかも、許可を出した後にそれを差し替えたいと持ってきた証明書ですが、これまた令和元年6月のものであります。通常、申請書には直近のものを添付するのが当たり前であり、全く考えられないわけであります。しかも、申請者が差し替えるのではなくて、受理者が差し替えたい。これまた何か勘違いしているようにしか思えません。また、議事録も全くありません。

城里町公の施設における指定管理者の指定手続に関する条例があります。また、城里町指定管理者候補者選定委員会設置規則というものがあり、候補者選定委員会を設置するとありますが、今回これを設置せず、審査しておりません。いわゆる自作自演であります。誰がこんな不備な書類を受け付け、誰が許可をし、今回議会に上程してきたのか、全く議会無視も軽視も甚だしい。執行部はこんな不備だらけの資料で許可を出し、議会に上程してきたのかと、全く疑うところであります。

以上、この申請書の不備で、また、選定委員会も設置しないこの審査方法で許可を出したら、今後の指定管理者の審査にも影響が出ます。他の施設を指定管理に出すときの前例になってしまいます。あり得ないことでもあります。皆さん、ご冷静にご判断くださいますよう、お願いいたします。

以上、議案第13号 城里町公の施設の指定管理の指定についての反対理由でございます。終わります。

○議長（小唄 孝君） 続いて、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（小唄 孝君） 続いて、原案に反対の方の発言を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

以上で、議案第13号に対する討論を終結いたします。

---

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第14号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

---

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第15号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

---

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第16号に対する討論はございませんか。  
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 討論なしと認めます。

---

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第17号に対する討論はございませんか。  
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 討論なしと認めます。

---

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第18号に対する討論はございませんか。  
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 討論なしと認めます。

---

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第19号に対する討論はございませんか。  
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 討論なしと認めます。

---

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第20号に対する討論はございませんか。  
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 討論なしと認めます。

---

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第21号に対する討論はございませんか。  
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 討論なしと認めます。

---

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第22号に対する討論はございませんか。  
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 討論なしと認めます。

---

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第23号に対する討論はございませんか。  
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 討論なしと認めます。

---

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第24号に対する討論はございませんか。  
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 討論なしと認めます。

---

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第25号に対する討論はございませんか。  
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

---

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第26号に対する討論はございませんか。  
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

---

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第27号に対する討論はございませんか。  
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

---

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第28号に対する討論はございませんか。  
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

---

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第29号に対する討論はございませんか。  
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

---

#### 採決

○議長（小唄 孝君） これより採決に入ります。

初めに、承認第1号 専決処分第1号（令和元年度城里町一般会計補正予算第8号）の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

○議長（小唄 孝君） 次に、承認第2号 専決処分第2号（令和元年度城里町一般会計補正予算第9号）の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第2号 城里町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小坪 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第3号 城里町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小坪 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第4号 城里町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小坪 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第5号 城里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小坪 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第6号 城里町国民健康保険支払準備基金条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小坪 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第7号 城里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第8号 城里町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第9号 城里町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第10号 城里町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第11号 城里町営徳蔵住宅管理条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第12号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第13号 城里町公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第14号 町道路線の認定についてを採決いたします。  
本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第15号 公の施設の広域利用に関する協議についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第16号 令和元年度城里町一般会計補正予算（第10号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第17号 令和元年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第18号 令和元年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第19号 令和元年度城里町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。



〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第20号 令和元年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第21号 令和元年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第22号 令和元年度城里町水道事業会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第23号 令和2年度城里町一般会計予算についてを採決いたします。

最初に修正案を採決いたします。

議案第23号に対する修正案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。よって、修正案は可決されました。

続いて、修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

修正部分を除いたものを原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。よって、修正部分を除いた原案は可決されました。

---

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第24号 令和2年度城里町国民健康保険特別会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第25号 令和2年度城里町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第26号 令和2年度城里町介護保険特別会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第27号 令和2年度城里町公共下水道事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第28号 令和2年度城里町農業集落排水事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第29号 令和2年度城里町水道事業会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
以上で採決を終結いたします。

---

日程追加

○議長（小坏 孝君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

ただいま、町長から議案第32号 工事請負契約の締結についてを提出したいとの申出がありました。

この際、これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坏 孝君） ご異議なしと認めます。よって、追加日程第1を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議会事務局長に追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

---

### 議案第32号 工事請負契約の締結について

○議長（小坏 孝君） 追加日程第1、議案第32号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 追加議案の概要についてご説明ご申し上げます。

議案32号 工事請負契約の締結についてであります。城里町防災情報伝達システム整備（防災行政無線デジタル化）工事の契約につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

1つ、契約の目的は城里町防災情報伝達システム整備（防災行政無線デジタル化）工事であります。

2、契約の金額は消費税込みで4億1,030万円です。

3、契約の相手方は東京都中央区築地5丁目4番18号、扶桑電通株式会社、代表取締役有富英治でございます。

4、契約の方法につきましては、指名競争入札で、入札結果については、議案第32号の説明資料のとおりです。

以上、ご審議くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小坏 孝君） それでは、議案の質疑に入ります。

議案第32号についての質疑を求めます。

〔「議長、4番」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坏 孝君） 4番藤咲英美子君。

○4番（藤咲芙美子君） これ当日になってしまっているようなんですが、審議をする時間がありません。これをきちんとやっぱり審議して、我々、賛成反対を言うときには、きちんと審議をした上でやっていきたいと思っています。何で、本日の、当日の直前に出したのかをお聞きいたします。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 議案としては本日議案書は配付しておりますが、火曜日に控室にて説明資料、本日の議案の内容等配付して、ご質問等あればお寄せくださいということで説明申し上げておりますので、今日の今日ということではないという理解しております。

○議長（小唄 孝君） ほかにございますか。

〔「議長、3番」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 3番猿田正純君。

○3番（猿田正純君） 私もちょうとこういろいろ不明な点があるものですから、ちょっと確認をしてから採決のほうに入っていきたいと思えます。

まず、1点なんですけれども、戸別受信機の耐用年数とか保証年数ですか、これはおおよそ何年ぐらいを予定されていますか。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） ご質問に回答させていただきます。

耐用年数としては最低9年ということで、また、無償交換とかしていただく保証期間は2年ということで伺っております。実際には10年以上使用できるかと思えます。

〔「議長、3番」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 3番猿田正純君。

○3番（猿田正純君） 無償、有料というのは、今回は無償ですけれども、次の交換のときは無償ですか、有償という予定なんでしょうか。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） ご質問に回答させていただきます。

戸別受信機については、現在七会地区で配っておりますが、無償で最初配布しまして、故障等のときにはまた無償で交換をしております。そういった過去の先例からも考えまして、今回無償で全戸に防災行政無線の戸別受信機を配布しまして、その後も無償での転入者ですとか、あるいは、故障に際しては無償で交換する、あるいは、配布するということを考えております。

○議長（小唄 孝君） ほかにございますか。

〔「議長、3番」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 3番猿田正純君。

○3番（猿田正純君） ここからが一番、質問というか、迷っているところなんですけれども、当初、富士通ゼネラルさんのときに、戸別受信機が1,500台、税抜きで当時は多分

8%の税額ですが、それを差し引きますと3億5,000万、で、今回の扶桑電通さんが、戸別受信機7,500台で3億7,300万、差し引きますと2,300万の差額なんですけど、6,000台も増えているにもかかわらず、2,300万ぐらい、この2,300万を単純に6,000台で割ると、この戸別受信機が3,833円ぐらいなんですけれども、これはどういう、何がこう違ってきているのかちょっとご説明をお願いします。

○議長（小坪 孝君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） ご質問に回答させていただきます。

猿田議員のご質問は、プロポーザルによる入札と今回の入札の違いが、戸別受信機の違いだけというふうな観点でおっしゃっていると思うんですが、火曜日に配付した資料でもご説明したとおり、6月に出した物と今回出したものは内容が違います。6月はプロポーザル関係でしたので、プロポーザル型の入札でしたので、富士通独自の提案が幾つか入っていました。それは戸別受信機は1,500台でしたが、その代わり富士通独自の発令支援システム、それが城里町にも搭載されるということで、これも個別発注すれば何千万かするのではないかというふうに予測しておりますが、様々な気象情報等を統合してそろそろ避難指示出してくださいとか、そういうのをシステムの側から城里町役場総務課の担当に対して発令の支援をすると、そういったシステムが入れますよというのが6月の提案で入っていましたが、今回は入っていません。富士通独自の仕様でもありましたし。

指名競争入札でやるからには、誰でもできる共通の一般的な普及品だけを使って設計を組みますので、例えば、それは入っていない。あるいは、前回説明会のときに富士通社の方が来て、こういうホームページを無償で提供して、このホームページを見ると防災無線でしゃべった内容がホームページで聞けますよというデモンストレーションがあったと思うんですけれども、あれも例えば富士通独自のホームページで無償提供のホームページなので、あれは富士通しかできないサービスなので、今回のような建設業者向けの価格勝負の入札では仕様から落としてあるので、ああいうのは入っていない。

それから、アンサーバック機能というので、防災無線のラッパの支柱に電話機がついて、停電したりとか、あるいは、携帯電話が全然使えなくなったときに支柱の手元にある電話機を取ると、直接災害本部と話ができるというアンサーバックシステム、これもその富士通独自の提案で21か所付けるという話だったんですけれども、別にプロポーザルの前提条件とか、もともとの仕様ではそこまでやるという義務はなかった設備ですので、それはカットするとか、そういった富士通独自の提案事項というのは、今回の入札ではカットされて、防災無線の戸別受信機は7,500台で全戸ですけれども、それ以外の機能というのは基本的にシンプルな独自の提案を省いたような内容になっていますので、その分金額は落ちているという面もあります。

それぞれの独自の機械の単価については分かりませんが、正直言って、それは営業上の秘密なので。設計者がそれぞれの機器についてはこれぐらいの値段がするだろうということ

で、設計を組んで予定価格6億円ぐらいで組んでいるわけですが、今回の入札の結果、今配付したとおりで、メーカーの営業的な努力ですとか、営業戦略上、低い価格になることもあるわけですし、今回は当方も驚いておりますが、設計者が想定した価格をはるかに下回る価格で、何社かが激しい価格競争を行いまして、結果このようになったということです。個別の単価については分かりません。

機能については、戸別受信機を全戸に配布にしましたので、富士通独自の提案で補っていたところが、今度は戸別受信機、全戸によってかなり機能が良くなりますので、全体としては防災行政無線システムとしては問題のないシステムだと思っております。

〔「議長、3番」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 3番猿田正純君。

○3番（猿田正純君） 申し訳ありません。ちょっと納得するまでお聞きをしてしまいたいんですが、例えば、戸別受信機を要らないという人がいた場合、例えば、減った分はメーカーさんは減額とかはしてくれるんでしょうか。例えば、私ごとを言って、先ほど個人的なことは言うなと言われましたが、私は昼間、うちには誰もいないんです。家に置いておいても全くの無用の長物なので、携帯のほうにメールで入ってくるというんだったら、もうそれだけで十分なんで、取りあえず、要らない、要るといようなアンケートとか何かを町民の方々に確認取りながら、配布をされるとかそういうことをされる予定なんでしょうか。

それと、あとは1台でも減れば減額をするのかということ、これは大事な税金を使うものですから、その辺は最初にお聞きをしておきたいと思えます。

○議長（小唄 孝君） 猿田議員、ほかに聞くことがあればまとめて聞いちゃってください。一応3回までです。

町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 3回までということなんで、ちょっと長くなっても丁寧に回答しようかと思うんですが、まず、7,500台ということですが、今城里町の世帯数は7,227世帯ですので、余りは250世帯ということで、250世帯は予備で取っております。ただし、注意しなければいけないのは、現在城里町は現に人口は減っておりますが、世帯数は毎年増える傾向にあるということです。2018年3月には7,125世帯でしたが、現在7,227世帯となっており、2年間で100世帯増えております。今後も世帯数増えるかどうか、ここで打ち止めになるか分かりませんが、恐らく家族の多い家庭で誰かが亡くなっても世帯数は変わらない。あるいは、家族の多い世帯で誰かが大学に入学して東京へ出て世帯数は変わらない。

一方で、転入は毎年100世帯から200世帯の転入がありますので、人口減の割に世帯数が減らず、逆に世帯数が100世帯から200世帯の転入があるので、転入してきた人には窓口で無償で防災無線を渡さなければいけませんので、そういう意味で何百個かは転入してきた

人で、転入してきた人に防災無線をあげないというわけにはいかないのです、水戸市のアパートに住んで、城里町内におうちを建ててきましたと、そしたら転入届のときに防災無線を渡さなければなりませんので、数百個は在庫を持っておく必要があるということをまずご理解いただきたいと思います。

その前提で、さらにその、ですから7,500台というのはそんなに余裕がない、何年か後まで考えると、数年後には配り切ってしまうということで、そもそも余裕がない、無駄のない台数だと考えているんですが、一方で、猿田議員のように私は要らないという人はどうするのかということですが、基本的には行政としては、全戸に配備をお願いしたいというふうに思っております。事前に大丈夫だと言っている、私の家は災害がないから大丈夫だと言っている、実際そういうところにいざ災害が来て後で困った、防災無線があればよかったというふうに言われることもありますので、防災無線は要らないと言わず、全戸に配布、受け取りときちんとした場所での設置をお願いしたいと思っております。

電子メール等でやればということなんですが、実際今回の台風19号でも、様々なメールを送りましたが、担当者が一生懸命パソコンで打ってメールの本文を作ったりなんなりする場面もありますが、それよりも本当に緊急な場合には防災行政無線システムを使って、すぐどこどこ地域の方は逃げてください、どこどこ地域の方逃げてくださいとか、速やかな情報伝達をするには、やはり戸別受信機が非常にスピーディーで有効ではないかというふうに思いました。ということで、ぜひ全戸配置をお願いしたいと思います。それで、どうしても私の家は要らないと言って、それで余ったらどうするのかということもあるかもしれません。

一方で、こういうケースもあるかと思えます。例えば、今住戸の分しか数えていませんが、事業所で欲しいということで希望を出してくる可能性もあります。城里町内には、個人事業主と法人事業所合わせまして700の事業所がございます。そういった事業所で昼間に人が集まっていて、外のラップの防災無線が聞こえない場合、事業所内に戸別受信機が欲しいという要望がどれくらい来るか分かりませんが、戸別受信機にもし余裕が出れば、まず返却する前に、そういった病院、福祉施設、工場、その他事業所にアンケートを取りまして、事業所内に配備したいというところがあれば、事業所内に配備することも必要でしょうし、あるいは、この戸数には自治会の避難所が数が入っていませんが、自治体の避難所も数十か所あります。そういうところも追加で戸別受信機欲しいんだと言われれば、配布したほうがいいのかと思えます。

そういうことを考えますと、7,500というのは非常にぎりぎりの数だと思っております。多少、基本的には私の家は要らないということ言わないで、全戸、全世帯配備していただきたいのですが、どうしても受け取りに来ない、受け取らないということで余った場合も、配備するところはありますので、戸別受信機が7,500台で大量に余って無駄になるということは考えにくいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小坏 孝君） ほかにございませんか。

〔「議長、9番」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坏 孝君） 9番関 誠一郎君。

○9番（関 誠一郎君） 防災無線なんとか落ち着くのかなという気配はしますけれども、約半値ですか、予定価格の半値近い金額で落札した、安く充実した防災無線ができることは本当に喜ばしいことではありますが、この間、総務課担当の職員にお話ししたんですけれども、阿波山地域、私の部分は全く聞こえていない、スピーカーがね。岩船地区はもっと聞こえない。そういう部分を網羅して、今回の防災無線計画になったのかどうかお聞きします。

○議長（小坏 孝君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 防災無線の拡声器、ラッパの数など、64か所以上ということで、そういった箇所数を決めるに当たりまして、防災行政無線の検討委員会を開催しまして、そこで、これくらいのラッパの数があればよかろうということで、議論をいただいております。そういった中でも、十分に聞こえるものだとことを確かめているところだと思います。ただ、議員ご指摘のとおり、もし聞こえにくいという所があれば、かなり今回予算に余裕ができましたので、その後実際に稼働後テストを行いまして、追加でここに欲しいということがあれば、そういったことには対応したいというふうに思っております。

〔「議長、9番」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坏 孝君） 9番関 誠一郎君。

○9番（関 誠一郎君） 町長それはおかしいよな。プロポーザルで設計800万も組んでいるのに、もし聞こえなくなった場所があった場合なんていう話は私は聞いてられない。それと同時に、今町長が、差金が生じたから追加があればやりたい。これは、やはり議会に、やっぱりここで議決するんですから、やっぱり議会にかけてから、これからやらないと、アツマーレの前例があります。島家住宅の前例がありますので、議会を無視しないで、ちゃんと報告して、これ追加議決案件ですから、それをやってくださいよ。

答弁いいですよ。

分かりました。

それと同時に、どうしても聞こえない部分があって、こういう形でこの金額になったという形になればいいんですけれども、アツマーレみたいに業者と勝手に相談してこれだけ使っちゃいました、後で予算出してくださいということは絶対ないように忠告して質疑を終わります。

以上です。

○議長（小坏 孝君） ほかにございませんか。



〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

○議長（小坪 孝君） これより、討論に入ります。

議案第32号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより議案第32号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小坪 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、採決を終結いたします。

---

#### 日程追加

○議長（小坪 孝君） ここで、日程の追加についてをお諮りいたします。

ただいま、9 番 関 誠一郎君ほか8名から発議第1号 城里町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてが提出されました。

この際、これを日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 異議なしと認めます。よって、追加日程第2を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議会事務局長に追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

---

#### 発議第1号 城里町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小坪 孝君） 追加日程第2、発議第1号 城里町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者であります9 番 関 誠一郎君より提案理由の説明を求めます。

9 番 関 誠一郎君。

〔9 番 関 誠一郎君登壇〕

○9 番（関 誠一郎君） それでは、提案理由を説明いたします。

発議第1号 城里町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

城里町職員の旅費に関する条例（平成17年2月1日条例第45号）の一部を次のように改正する。

附則第2号を削除する。城里町職員の旅費を当分の間支給しないという文言を削除し、職員に旅費を支給するという内容でございます。

これは、先日の一般質問時に副町長、教育長の特別職の減給をやめる理由といたしまして、昨今、各市町村での法則どおりの支払いがされている。また、今は財政的な危機はないとの答弁をいただいておりますことから、特別職の前に、まず職員の旅費を法令どおり支払うべきだということで本条例の改正をするものであります。

なお、時間外の支払いについても、サービス残業としてカットしておる事実があるようですが、残業代を支払わないということは違法でありますので、これも法令どおり支払われるようお願い申し上げまして、本条例の改正の提案理由といたします。

○議長（小唄 孝君） これより質疑に入ります。

発議第1号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

発議第1号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより発議第1号 城里町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、採決を終結いたします。

---

議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

総務民生常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

教育産業常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（小唄 孝君） 次に、日程第31から日程第33まで、議会運営委員会及び総務民生

常任委員会、教育産業常任委員会の閉会中の所掌事務調査についてを一括議題といたします。

各委員長から会議規則第72条の規定により、各委員会の運営に関する事項について、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小塚 孝君） ご異議なしと認めます。

- 
- 報告第 1 号 城里町自動車の臨時運行許可に関する規則の一部を改正する規則
  - 報告第 2 号 城里町七会町民センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
  - 報告第 3 号 城里町就業規則の一部を改正する規則
  - 報告第 4 号 城里町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則
  - 報告第 5 号 城里町営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則
  - 報告第 6 号 城里町特定公共賃貸住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則
  - 報告第 7 号 城里町営徳蔵住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則
  - 報告第 8 号 城里町高齢者運転免許自主返納支援事業実施要綱の一部を改正する告示
  - 報告第 9 号 城里町地域活性化イベント等補助金交付要綱の一部を改正する告示
  - 報告第 10 号 城里町地域活性化イベント等審査会設置要綱の一部を改正する告示
  - 報告第 11 号 城里町公用バス管理規程の一部を改正する告示
  - 報告第 12 号 令和元年台風第19号による被災者に対する城里町国民健康保険一部負担金等の免除に関する取扱要綱の一部を改正する告示
  - 報告第 13 号 令和元年台風第19号による被災者に対する城里町介護保険利用者負担額の免除に関する取扱要綱の一部を改正する告示
  - 報告第 14 号 城里町妊産婦健康診査及び乳児健康診査実施要綱の一部を改正する告示
  - 報告第 15 号 城里町農林畜産振興事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示
  - 報告第 16 号 城里町営住宅入居者に係る連帯保証人の免除取扱要綱の一部を改正する告示
  - 報告第 17 号 城里町リフォーム資金助成要綱の一部を改正する告示
  - 報告第 18 号 城里町江戸川区都市交流事業田植え稲刈り体験補助金交付要綱の制定
  - 報告第 19 号 城里町給水装置工事助成金交付要綱の制定
  - 報告第 20 号 城里町防犯ボランティア事業実施要綱の制定
  - 報告第 21 号 城里町青色回転灯装着車両の貸出しに関する要綱の制定

- 報告第22号 城里町現場代理人常駐義務緩和措置取扱要領の制定
- 報告第23号 城里町公共用地等の境界確認に関する事務取扱要綱の制定
- 報告第24号 城里町公用車等ドライブレコーダーの設置及び管理運用に関する要綱の制定
- 報告第25号 城里町新生児聴覚検査実施要綱の制定
- 報告第26号 城里町子育て世代包括支援センター事業実施要綱の制定
- 報告第27号 特産品直売センターかつら（道の駅）移転整備検討委員会設置要綱の制定
- 報告第28号 茨城県災害対策融資（令和元年台風15号・19号災害特例）における城里町利子補給金交付要項の制定
- 報告第29号 城里町財務書類4表（平成30年度決算）
- 報告第30号 令和元年度城里町教育委員会外部評価委員会点検評価報告書（平成30年度分対象）
- 報告第31号 例月出納検査報告（12月、1月、2月執行分）

○議長（小唄 孝君） 次に、日程第34、報告第1号 城里町自動車の臨時運行許可に関する規則の一部を改正する規則から、日程第64、報告第31号 例月出納検査報告（12月、1月、2月執行分）の31件につきましては、後ほどご熟読をお願いいたします。

以上で、今期定例会に付議されました議案は全て議了いたしました。

---

#### 町長挨拶

○議長（小唄 孝君） ここで、町長より発言を求められておりますので、この際、これを許可いたします。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 令和2年第1回城里町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本議会に提案いたしました議案等につきましては、慎重審議をいただき、厚く御礼を申し上げます。

また、議員各位から賜りました貴重なご意見等につきましては、今後の町政執行の参考とさせていただきます。引き続き、格別なるご理解、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

最後になりますが、議員各位におかれましては、体調管理に十分留意され、城里町発展のため、重ねてご尽力いただきたくお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。

す。

ありがとうございました。

---

### 議長挨拶

○議長（小唄 孝君） 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、会期中、終始熱心なるご審議と、議会運営には格別なるご配慮を賜り、ここに全議案を審議できましたこと、心よりお礼と感謝を申し上げます。

執行部におかれましては、議員各位からのご指摘については、十分に研究され、効果的な住民福祉向上にご尽力されることを望みます。

---

### 閉会の宣告

○議長（小唄 孝君） 以上で、令和2年第1回城里町議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 3時30分閉会